

第 4 回

議会の議員及び農業委員会の 委員の任期等検討小委員会

平成 16 年 3 月 13 日

第4回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会 会議録

日 時 平成16年3月13日(土) 午前9時00分～午前11時40分
場 所 香住町地域福祉センター

出席者

小委員会委員(計13名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
井 上 一 郎	石 垣 健 三	岡 田 久 子
毛 戸 公 彦	井 上 源 一	柴 崎 一 秀
中 村 治 泰	小 谷 道 子	中 村 暁
水 間 徳 子	西 尾 高 雄	村 瀬 晴 好
	三 好 忠 男	

幹事会(計8名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
吉 田 博 昭	中 村 一 治	大 瀧 正 博
藤 村 吉 孝	太 田 培 男	米 田 稔
	杉 谷 信 義	谷 岡 喜 代 司

事務局(計6名)

藤原進之助	岸本典明	清水幸信
穴田康成	辺見泰正	田尻幸司

欠席者

小委員会委員(2名)

美 方 町	香 住 町
朝 倉 富 征	伊 藤 誠

幹事会(計1名)

美 方 町
上 田 節 郎

傍 聴 人 18人

第4回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会会議次第

と き：平成16年3月13日（土）

と ころ：香住町地域福祉センター

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

協議事項

協議第2号（継続）議会の議員の任期等について

協議第3号（継続）農業委員会の委員の任期等について

5 その他

次回開催日程について

日時 平成16年4月12日（月） 午後1時30分～

場所 美方町総合センター

6 閉 会

○藤原事務局長 皆さん改めましておはようございます。本日は大変お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。それでは定刻になりましたので、早速でございますけれども、石垣委員長から開会宣言とご挨拶を頂戴いたしたいと思っております。

○石垣委員長 皆さんおはようございます。それでは、第4回の議会の議員及び農業委員会の委員等の任期検討等小委員会を開会宣言いたします。先だつての大雪もすっかり消えまして、きょうは小春日和というようなことで、やっと春めいてきました。

何かとお忙しい中この小委員会にご出席いただきましてありがとうございます。先だっては、農業委員会の会長さんから、いろいろとご意見等もお聞かせいただき、継続審議一部本日させていただくということになっておりますことと、きょうはご案内のように議会の議長さんからのそれぞれ立場からのご意見等をお聞きする機会を持たせていただいたところでございます。どうか本日この小委員会が有意義な小委員会で終わりますようご支援ご協力の程お願いしたいと思います。

それでは、規定に基づき、議長を務めさせていただきます。次第3会議録署名委員の指名につきましては、規程の4条2項の規定に基づきまして、私から指名をさせていただきます。美方町、毛戸公彦委員、香住町、柴崎一秀委員宜しく願います。本日のこの小委員会に欠席者2人ございまして、美方町の朝倉委員、香住町の伊藤委員2名欠席でございます。以上、報告を兼ねてお願い申し上げます。次に、前回から継続になっております、協議第2号議会の議員の任期等についてを議題と致します。なお、本日は協議の参考とするため、三町の議長さんから、各町の議員の意向について拝聴をしたいということにしておりますので宜しく願います。それでは美方町、村岡町、香住町の順序でお願いしたいと思います。最初に、美方町の吉田議長さんよろしく願います。

○美方町 吉田議長 改めまして、おはようございます。先ほど委員長のほうから発言をせよという許可をいただきましたので、美方町の議会の考え方、また、様子等を皆さんにご報告し、この審議に充分なる一助になればという思いで美方町の議会の考え方また様子をお話させていただきたいとこのように思います。美方町の議会としましては、この問題につきましては、やはり議会の問題でもあるということで、やはり真剣にお考えになり、また、議会それぞれの住民の意見等を踏まえながら検討を重ねて参りました。その結果を、簡単ではございますけれども、ご報告さしてもらいたいとこのように思います。我々の議会としましては、やはり議会というものの必要性、もっと言えば、今この地方自治の観点から申しまして、また、憲法法律等の観点も踏まえ、間接民主主義、それから議会制民主主義、それから昨今特に合併で言われてます行財政改革の必要性、それからやはり3町が一体になるという必要性もあるが、しかし、その中でも、激変緩和というものも必要ではないかというふうなことを基本に、様々な角度で議論をさしてもらいました。そしてそういうことを踏まえ、総合的に判

断した結果は、以下のとおりというふうになっております。1つは、設置選挙です。要するに、50日以内の選挙をするということです。それと、2番目としましては、定数につきましては法定定数とする。もっと言えば、26人いっぱいということにする。それから3としましては、旧町単位の選挙区制を導入し、且つ、そこには施行令9条にあります人口に比例しない選挙区ということにするというふうなことの結論を得ております。そしてまた、少数意見としましては、この間の2回目ですか、美方町でやられた中にですね、予算編成の方針等をお聞きしますと、初年度につきましては、当初決まるまでは、暫定予算というふうなことがある中で、本格的な決定は新しい首長が決定してから、予算編成をするという実状を考慮するならば、少数意見ではございますけれども、在任特例を適用し、その審議にあたっていきたいという意見もあったということをお付け加えて、我々の議会の考え方、また様子をお話しさせていただきました。以上でございます。

○石垣委員長 ありがとうございます。それから先ほど、欠席委員の報告をお話をさしていただきましたけども、ちょっと、今連絡が入りまして、村岡の井上委員もちょっと差し支えて出席できないということです。宜しく申し上げます。それでは、次に村岡の議長さんお願いします。

○村岡町 谷淵議長 改めまして、おはようございます。石垣委員長さん始め、委員の皆さん方、大変ご苦労さんでございます。議会の議員の任期等につきまして、村岡町議会の考え方、あるいはその時の議会の様子をお話さしていただきたいと思っております。私たちは、やはり議員の責務がどれだけ重要であるかは充分理解してますし、それだけに重い責任があるということは肌を感じております。私のところは、議会の定数の在任特例については、平成16年の1月の13日に村岡町議会市町合併調査特別委員会において、新町の議員定数は20名、特例は使わず、地方自治法及び公職選挙法の原則により50日以内に選挙というふうに、特別委員会では第1回目はそういうふうなまとめ方になっていたのですが、このたび、第4回の検討小委員会において各議会の意向を聞いてみたいという文書をいただきまして、改めまして3月の1日に合併調査特別委員会を開催させていただきました。その席上で、再度、各議員の意見をまとめ集約をしたものでございます。その時、欠席者は2名でございました。村岡町議会と

しては、特例制度を使わず、50日以内に設置選挙をという、第2点の新町における議員定数は18名~20名、第3は選挙は小選挙区制を持ちいらず、大選挙区制で実施するという点でございます。第1の特例制度を使わないということは、1番に近辺の合併町村では特例制度を使用するところもあるようですが住民の納得を得られな
いだろうと、それから先ほどもございましたが、予算は暫定予算である、それから3
点目、合併は行財政改革であり、議員自ら示すべきであるというような点で、第1の
特例を使わずという点については、第2に定数につきましては県下でも人口2万人以
上の7町村においても、定員は18名~20名であるという、で近隣の養父市におい
ては定員が22名である。そういった現状を考えて見ますと、各町の議員定数よりか
なり今度は18名~20名になりますと、定数は減になりますけども、しかし、住民
にしっかりと訴えて、住民の付託を受けて選出されるわけであり、18名~20名の
議員でも合併時の住民の不安は解消できるのではなかろうかと、充分でなくてもその
ような考え方で、新しいまちづくりができるんじゃないかなろうかということです。それ
から、選挙区制については、小選挙区で議員の定数が人口に比例しないであれば、1
票の重みが変わってくる、定数配分について決めにくい、そういういろいろの配慮を
行っていくと、少なくなった定数減になったところの住民の理解をどのように得るで
あろうかという問題点が、選挙区制においては起きるであろうという形の中で、大半
の方が大選挙区制というふうな考え方でございます。以上で村岡町議会の考え方、あ
るいは、経過等をご報告しまして終わらせていただきます。

○石垣委員長 ありがとうございます。それでは、続きまして、香住の議長さんお
願い申し上げます。

○香住町 上田議長 おはようございます。議員の特例につきまして、意見を述べる
機会を与えていただいた当委員会に敬意を表します。これから述べる意見は、香住町
議会として、まとめ上げたものではありませんが、今日までの議員協議会、香住町合
併協議会委員との懇談会で、各議員より出された意見に、私なりに感じたことを背景
に入れた意見であることを申し添え、少しの時間をいただきたいと思います。まず、
第1点は議員の定数であります。地方自治法第91条では人口2万人~5万人の実際
の定数は26人と定められておりますが、今回予定をされております新町の人口は2

万3271人であります。定数を定める尺度にベストはないと思われませんが、よりベターな数字をもとめるのに、近隣、即ち、兵庫県下の類似市町の現状を知ることでも大事ではないでしょうか。既に事務局より提出されております資料にもあるように、県下66町のうち、2万人以上の町は7町でありそのうち2万3千人以上の町は5町であります。議員定数20人が太子町3万1960人と南淡町1万9706人であり、18人が播磨町の3万3766人、稲美町の3万2054人、太子町の3万1960人、猪名川町の2万9094人、山崎町の2万5971人、夢前町の2万1952人、社町の2万1545人であります。これはいずれも18人の定数であります。その町その町の事情があるにしても、この現実を否定するにたりる理由は見あたらないと思います。そして合併推進の理由の1つであります。職員とそして財政、議員の削減であります。今日までの、事務局の説明でもあったように、3町で議員1人あたり年間約540万円の経費がかかっております。定数が多くなれば、それだけ財源が必要となるわけであります。民間委託への提言、職員の適正な定数の見直しを求める側にある議会の構成員である議員が、自ら厳しい立場にたつてこそ本当の意味の改革が求められるのではないのでしょうか。以上で考え方を基本にすえ、何人の定数が妥当なのか様々な角度から考えてみると、その数は18人～最高20人までが限度で、間違ってもそれ以上の定数は、論外だと申し上げずにはおられません。町民の大多数の声もそこにあると確信をしております。第2点は議員の在任特例であります。このまま合併協議が進みますと、平成17年3月1日に3町が合併し、現3町長は失職し、50日以内に町長選が執行されます。もし仮に在任特例を使うことになると、現在では3町とも町長、議員の同一選挙が行われておりますが、今後、町長、議員の選挙が別々に行われることとなります。それによって起きる弊害は、次のようなことが考えられます。1つは無駄な選挙費が必要となることです。これも今日までの事務局の説明によりますと、同一に行うことより、別々に行うことは約900万円の出費にもなります。しかし、しかも1回だけでなく、将来にわたって、町長の辞職等のない限り、4年ごとの出費になります。また、町民の投票という労力も4年に1回ですむことが2回に倍増されます。そして自治法の上限定数26人からしても現在3町で44人の議員が存在することになり、そのことにより、臨時の議場が必要となります。またそれに伴うマイク設備、椅子、テーブルのリース代も事務局の資料によりますと1日約18万6千円必要となり、1回の議会、これは村岡町議会を参考にしますが、

19日間とみてそれに物品の搬入、撤去費用を含め、約360万4千円かかります。例えば、6ヶ月の特例を使うと想定しますと、3回の議会が必要であり、実に1,092万円もの無駄な経費を使わなくてははいけません。また、巷の噂に出ております、現議員には新年度予算、また、前年度決算を審議する責任があると、まことしやかに特例が必要との、理由らしからぬ理由が果たして本当にそうでしょうか。()の審議は、新しく選出されるであろう議員で充分果たすことができることもきょうまでの議会活動の中で認識をしているつもりであります。そしてもう一つは、投票率の低下であります。過去行われてきました。県下各町の投票率を見ますと、いずれも、町長、議員の別々の選挙の投票率は同一選挙より低投票率であることが判明しております。以上、2点を申し上げましたが、多くの町民は在任特例の主張については、議員自らその職を固持するための何ものでもないという強い批判があることを付言し、議員の在任特例は使うべきではないことを申し上げておきます。第3点目は、選挙区についてであります。合併の目指す1つのまちづくりに欠かせないのは、全町一体感の議成であります。小選挙区制を導入することによって、いつまでも、どの町から選ばれた議員で、選んだ議員だと旧町意識が抜けきれません。本来その町の議員がその地域もさることながら、この町をどうしなければならないのか、この町の住民の福祉向上はどうあるべきか。大所、高所にたった判断が求められているはずです。また小選挙区制導入によって様々な弊害が考えられます。それは1票の格差であります。例えば、同じ町の議員でありながら、選挙区によっては300票で当選、400票で落選という結果が出ることは明らかであります。このようなことが同じ町の議員間で生じてよいのでしょうか。同じ町民として権利や対等の大原則を否定する小選挙区制こそ明らかにわが町、自分自身のみを守る主張だと言わざるを得ません。ましてや、人口割以外の定数意見があるとしたなら、それはあまりにも地域中心、自己中心的な考えではないのでしょうか。それよりも、議員を目指す者は1選挙区の中で正々堂々と自分の公約を主張し、お互いが切磋琢磨し住民の付託に応えるべき議員として、全町の中から選ばれるところに大きな意義があることを信じております。以上3点について、それぞれ理由をつけて意見を述べてきましたが、総括として次のことを申し上げます。今までの3点は、必要とする意見の主張の背景にはいずれも小さな町の意見が反映しにくくはないだろうか、そして取り残されたりはしないだろうかとの不安からくる、ごく自然の考えであろうと認識をしております。ですから、この気持ちを無視するこ

とはできないと思います。そこへ少しでもこの問題を解決するためには地域審議会の設置であります。その役割であります。その持ち方によっては、前日の不安や願いもそして新しく誕生する行政や議会に反映できるものと確信をしております。その意味からも地域審議会の設置を強く求めておきたいと思います。また、議員の減少に対する反対意見、また、小選挙区制を導入する意見は意見として聞かなくてはなりません。私はその前にどうしても議員として感じてもらわなければならないとこのことがあります。それは議員が減ることにより、今までの議員としての心構えを点検し、議会人として今まで以上の質を高め、住民の付託に応え、提言をする責任がさらに増していく、その自覚を再認識する絶好の機会ととらえるべきではないでしょうか。しかし、今回の件をとおして、おおかたの議員の主張からも定数の減や選挙区が拡大することにより生じる住民の不安を払拭するため、今まで以上、議員として研鑽を積み、少なくなった分は自らカバーをするんだと、そういう対応をしなければならないという強い決意や意見が聞こえなかったことを残念に思うと同時に、自戒の念として申し上げます。以上3点について、私の意見を申し上げましたが、当委員会が例えどのようなまとめをされようとも、当会へ委ねた以上その結果を尊重することが我々議会としての当然の努めであることを申し添え、私の意見と致します。ありがとうございました。

○石垣委員長 どうもありがとうございました。只今3町の議会の議長さんからそれぞれのお考えを聞かしていただきました。若干、質疑の時間を設けたいと思います。質疑のあるかたは挙手をお願いします。なお、発言に際しましては、町名、氏名を述べてから発言してください。どうぞ。中村委員。

○中村(暁)委員 香住町の中村ですけれども、美方町の吉田議長さんにお伺いしたいんですけれども、ご挨拶の中で、住民の意見を拝聴した上で、きょう意見を述べたいというふうに申されたというふうにお聞きはしたんですけれども、住民の意見というのはどういうふうな意見聴取をされたのか、ちょっとそのあたりのところがわかりづらいので、教えてやっていただきたいというふうに思っておりますけれども。

○石垣委員長 それでは美方町の議長さんお願いします。

○美方町 吉田議長 基本的に議会として、例えばそういう会を持ってしたということではなく、やはり議員というものは個々にきちとした形でお聞きになったというふうに私自身は信じております。そういう中での発言という意味で改めて、あえてその美方町議会としてこういう会を開きますから来てくださいと言うことでやったことではないということだけであります。

○石垣委員長 はい。柴崎委員。

○柴崎委員 香住の柴崎でございます。同じように今、中村委員さんからの質問に対して、若干疑問を感じる点がございます。私ども香住町におきましてはこの問題について、いろいろと議員さん方とも意見交換をさしてもらいました。議会の意向も汲みながら、この会議に臨んでおるわけでございますが、我々一番大事なことだと思うのがですね、やはり住民の目線というものがどこにあるのかというところがあるのがですね、大事なポイントじゃないかというふうに思うわけございまして、そういうふうな意向をできる限り我々は吸い上げてそして会議に臨み、そして判断をするということがこう大事だというふうに思うんですが、批判を申し上げて申し訳ないんですが、美方町さんの場合、特別委員会の中で自己判断なさったんじゃないかなあと思うんですが、3号委員さんもいらっしゃるわけございまして、そのあたり3号委員さんとの意見交換、いわゆる3号委員さんというのは一般町民の代表でございますから、町民の声というものを吸い上げながら、いろいろこう臨んどるわけございまして、そのあたりが非常にポイントになるんじゃないかというふうに思います。従って、そういう声はどこまで届いておるのかなあという点が最初に思う疑問でございまして、吉田議長さんのご答弁ではですね、いま少しちょっとこう理解ができないなあというふうに思うもんでございますからダブったような質問で恐縮でございますけれども、そのあたりもう1度ちょっと議長さんお願いをしたいと思っております。

○石垣委員長 今の柴崎委員の発言に対しまして美方の議長さんどうぞ。

○美方町 吉田議長 はいありがとうございます。美方の吉田ですが、今の要するに3号委員さんとのコンタクトとコミュニケーションということで答えさしていただい

て結構なんですか。それとも、住民の目線ということであれなんですか、両方ですか。はい。まず3号委員さんとの中では、もちろん我々は2号議員でもある代わりに合併委員でもあるわけなんです。私自身が。そういう中での話し合いというものは一生懸命さしてもらって、我々のご意見といろいろと戦わすというふうなかたちになっております。そういう中で、正直申しまして、多少ニュアンスの違い、また考え方の違いは出ている部分はあるかとこのようには思っておりますけれども、そういう中でのいろいろな話し合いはさせていただいていると、このようには思っております。それと先ほど、住民の目線というのがどういう目線なのか、いろいろと1つを思うには要するに、今言われている行財政改革というものではないかなあというふうに私自身は感じ取らしてもらって、答弁させていただきますと、確かに我々もその辺をいろいろと考え、そういう意味では基本的には少数意見ではありますが、大半の意見は要するに設置選挙だということの中でやはり在任特例については少数意見はありながらも多数の意見としては設置選挙になっているということでございます。それと、ではじゃあ26人はどうなのか、それは確かに22人と比べれば、26人はこれは数字的に先ほど香住の議長さんがいろいろと例をあげながら言われました。確かに在任特例を使いますと、先ほど言った、いろいろな部分での経費がかさむということがこれは単純に数学的には算数的にはわかる話です。じゃあ22名と26名、または18名と26名、確かにそれからすれば、身を切ったかどうかという点からすれば、18名、22名の方が身を切ったというふうになるとこのように私自身も思います。だからその意見には僕は否定はしませんが、しかし、我々が話し合った結果の中にはですね、やはり先ほど私が説明の中に言った議会制民主主義、それというものをどういうふうにとらえるかという観点によっては、やはり26人でもむしろいいのではないかというふうに私自身は皆さんは言ったと思います。要するに、議会というものがどうあるべきなのかということがしっかりと踏まえた議論の中でそういうふうな形になってきたというふうに私自身は思っております。確かに今言ったように、じゃあ26人と22人との計算からいえばいい、しかし言葉はかっこいいことといっていませんけれども、じゃあ民主主義というもののコストを皆さんがおとらえになっているのか、確かに先ほど香住の議長が言ったように質が悪いというご意見もよく聞きます。だからじゃあ少なくして質が上がるのかという問題もあります。そういう中でやはり充分なる定数というものの配慮も必要になる、なぜ法律に26人と決まってい

るのか、やはり皆さんのお考えの中にはやはりその中には、基本的には私は議会制民主主義というのは間接の民主主義でございます。だから、民意というものは少なければいいというものでないと思います。そういうところを充分お考えになり、また、これは質疑されていない部分で思いを言ってはいけないとは思いますが、要するに我々は激変緩和というものも充分考慮していただきたいという思いもございます。だから、そういうことも踏まえて、やってきたということもご理解是非いただきたいなあと、決してコスト削減云々ということの視点を忘れたことはありません。むしろ我々しなあかんとは思っております。そして中には、これは（ ）な言いかたかもしませんが、中にはですね、要するに、まあそれにも反論があろうかと思いますが、要するに歳費を削ってでもやはりきちとした数だけは確保したらどうだろうと言うご意見もあったということも付け加えて我々も決して行革というものを頭からはずして行くことがない、ただし、見やすくするのは確かに22、18というのは20というのは分かりやすいです。しかし、それとは何回も繰り返しますけれども民主主義のコストをどう考えるのか、またこの地形、またこの激変緩和をどうとらえるのか、そういうことを総合的に判断した結果だということだけは是非お願いしたいとこのように思います。

○石垣委員長 はい、中村委員どうぞ。

○中村（暁）委員 香住町の中村です。先進事例として豊岡市の場合、この議会の議員の関係につきまして、新聞紙上でしか情報は得てないんですけども、その決定については合併協の委員の中で投票で決められたというふうなことを、こう新聞で見させていただきました。連合自治会の意見では、特例は使わないでほしいというような意見が出されたんですけども、合併協の中ではいろいろと議論をされた中で、特例を採用して適用してその中でも、また合併協の中で、投票されたというようなことだったというふうに認識をしておるんですけども、新しい町になるのには、たてまえとしてはそのきちと議論をして腹蔵のないところを議論するというようなことが大事だろうというふうに思っておるんですけども、以前の合併協の中でもあまり腹の中を全部さらけ出してこうしまうと、なかなか協議会の進行にも困難をきたすというようなことが、反省として僕は1つあるというふうに思っておるんです。そういう

ようなことは別としてですね、この合併がスムーズに行こうと思えば、この合併協の中でいくらまとめたとしても、最終的には議会の中でこれの決定をされると思うておるんです。また、この小委員会の意見が全体会の中で議論された場合、1号委員それから2号委員が含まれた中で、議論されましようし、でまたそれぞれ地域の関係で大事だと思っている3号委員の方たちの意見もその全体会の中で戦われるとこういうことで最終的には投票というところまではいかないように我々もこの小委員会の中でこう考えていかないといけないと思うておるんです。話があれなんですけども、美方町の議会として、この小委員会ないし合併協の中で出てきた意見を尊重していただけるのか、いやいや議会の考えでいくんだと言われるのか、そのあたりのところの雰囲気やしゃべれるのか、しゃべれないのかよう分からんのですけども、そのあたりの空気がわかればなあと。

○美方町 吉田議長 美方の吉田です。本当に、様子はどうかというふうに思います。私は基本的には、逃げるような答弁ではないんですけども、基本的には、私自身は中立の立場でございます。そういう面では、議員さんがこれをどういうふう感じとっていただけるのか、また賢命な議員さんばかりと私は信じておりますので、このじゃあここの委員会にあがって結論を得たことをどういうふうにとらえるのかということにつきましては私はそれを強制する立場でもございませんし、むしろ個々が考えられることだと私自身は思っております。そういう中で私自身としてはこれを議決云々ということについては、私は同数になれば議決ということの重みがでてきますけども、私は中立の立場はあくまでも堅持しなければならない、また我々の議員さんも賢命な議員さんだとこのように思っております。そういうことを踏まえて、どうこうということは私自身今言えませんし、それは個々の議員さんの力量、または考え方になってこようと思います。しかし、あくまでも賢命な議員だと私自身は信用していますし、そういうふうにあって欲しいとそういうふうに思います。しかしその中でですね、やはり私が申したいのはですね、今の雰囲気を見ますと、美方町の主張が、なかなかわかりません、これから審議されるわけですから皆さんの審議で、それを束縛するものではございませんけれども、要するにこの合併協というのは、私、全体会の議長もしておりますけれども、基本的には全会一致を原則にしております。そういう面では、投票というものはなるべくしたくはございません。そういう意味では、その辺は十分

考えていただきまして、やはり同じように合意制とするのなら、その意見を、本当に我々の意見をどのように考えていただけるのかということも視点には是非入れていただいて、またそういうことを考えて全会一致で持っていきたいということは私の本当の合併委員会の議長としても、また美方町の議長としても、そういうふうに思うところでございます。またそういうふうな気持ちであることだけは伝えていきたいとこのように思います。

○石垣委員長 美方の議長さんだけに集中されているようですが、他の議長さんにも聞きたいなあということがありますら、どうぞお願いします。はい、井上委員。

○井上（源）委員 すみません。時間に遅れまして。とは、言いながら、1つお尋ねを、議長さん3人おられますから、それぞれの町の議長さんとしてお尋ねをしたいと思います。2月20日に新聞に出ておりましたですね、豊岡市の在任特例不適用ということで区町会から陳情されていると、そういうなぜそういうふうな動きになったかということについて、皆さんそれぞれあると思うんですが、やはり我々の立場としては何のために合併するのかということ的前提としながら在任特例をそこで使っていかなければいけないというそういうふうに思われている、ちょっとさっきの美方町の議長さんの中にもあったんですけどもこの在任特例を使うということについて、一般の住民の側からみればですね、新しい町になったんだから、新しい町でスタートをしたらいいんじゃないかというふうなそういう思いの住民の方が非常に多いと思うわけです。ですからそういった点、3町の議長さん方は議会の中でのとらえかたをどういうふうにとらえておられるのかということをおっしゃってそれぞれ3町の議長さんにお尋ねしたいと思います。

○石垣委員長 それぞれその話は述べておるんです。あんたが来るまでに。他にどなたかおられますか。それでは、質疑が無いようでしたら、以上で質疑を打ち切ります。議長さんにおかれましては、大変ご多忙の中ご出席賜り誠にありがとうございました。只今、拝聴させていただきました貴重なご意見は今後の調整方針をまとめる上で多いに参考にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

た。ここで暫時休憩いたします。只今、45分ですので、10分休憩、55分再開いたします。

〔 休 憩 中 〕

○石垣委員長 それでは時間がきましたので、休憩を解き会議を再開します。只今、3人の議長さんからそれぞれのお考えを聞いたところでございますが、このことを参考に次回の小委員会では大方のまとめをしていただくということで、本日は議員関係につきましてはこれまでとしまして、協議第2号は継続協議ということでしたと思いますが、いかがでございますか。異議ございますか。はい。

〔 意見を言う者あり 〕

○中村（暁）委員 各議会の代表の意見を聞いただけで我々の意見を戦わせるということですか、意見を述べる場はこのたびは次回に回すということですか。これまでということですか。

○石垣委員長 恐らく短時間でまとまるということは無理だと思いますし、次回、只、農業委員の継続審議がちょっと残っておりますので、あれをできたら今日片付けたいというふうに思っております。だから、別にそれぞれの意見を出すのを軽んじておるというわけではありませんので、次回ゆっくり時間をかけて議論を出していただくということ言うことでございます。いかがでございますでしょうか。はい、村瀬委員。

○村瀬委員 せっかく3議長さんに揃いぶみをしていただいて、やはりそういう意見表明をしていただいた。ここホッカホカの状況の中でやはり多少皆さん思いもあるんじゃないかなあと、ましてや、きょう傍聴席の方にも各町の議員の皆さんみえておりますし、なんかこのまま確かに時間的な制約もあるかと思えますけども、農業委員の問題等につきましても、じゃあ本日決定をしないといけないということについても私もわかりませんし、そこらで継続審議というふうなことでどちらも終わってしまうということについて、事務局としても不本意かもわかりませんが、私個人

としては、やはりこういう雰囲気の中で多少のやっぱり意見交換をするべきじゃないかなあというに考えるんですけども、いかがでしょうか。

○石垣委員長 村瀬委員から今のような発言がございましたけれども、皆さんご意見どうでしょうか。はい、柴崎委員。

○柴崎委員 せっかく3人さんのご意見を拝聴した直でございますので、それぞれ3町から出ている我々としてはですね、それぞれの思いがあると思いますから、若干ですね、そういった先ほどの3町の議長の中から、思いついたそのような意見をですね、若干ちょっと時間をいただいて述べ合いたいなあというふうに思いますので、そういうふうな方向で議論を進めていただけませんかでしょうか。特に美方町さんの3号委員さんもですね、いろんな思いがあると思いますんで、そのあたりも少々私たちもちょっと聞きたいというふうに思いますので宜しくお願いしたいと思います。

○石垣委員長 今、柴崎委員の方から、少しでもちょっと意見交換はどうかというご意見ですが皆さんどうでしょう。香住町側からのばっかりの意見ですけどもよその町はどうですか。

〔やっぱり若干協議された方がいいんじゃないですかと発言するものあり〕

石垣委員長 協議というか、意見交換という、じゃあ時間の関係もありますので、30分程度ちょっと意見交換の場ということで、致しましょうか。どうでしょう。じゃあ、そういう賛同を得ましたので、一応30分程度意見交換という形を持ちたいと思います。どなたか意見がありましたら、出していただいたら、はい、水間委員。

○水間委員 美方の水間でございます。今、30分ぐらいというふうな意見交換というふうなことになりました。先ほど、3町の議長さん方がいろいろと説明をされまして内容的には大変よくわかりましたというふうに思いますけれども、この議会の定数、議員の定数につきましてはこの3号委員で協議をするということの確認を最初さしていただいたと思いますし、その3号委員の意見を尊重するというのも香住の議長さ

んから言われました。それから美方町のことを申し上げて申し訳ないんですけども、特別委員会と私たち3号委員の話し合いは一切なかったというふうに、私は思っております。そういうふうな中で、やはり議員定数ということもいろいろ各町については思いがあると思いますけども、やはり新しい町に向かったの考え方、なぜ合併をするべきかというふうな観点から、在任特例というふうなことにつきましては、隣の町ではあるわけでございますけれども、するべきじゃないというふうにも思いますし、人数ですか、それにつきましても定数につきましても、26名というふうなこともあるわけでございますけれども、選挙なり経費のことをいろいろ考えてみますと、やはり議員さんの思いと、また我々町民の思いとが相当差があるというふうに思っております。先ほども、豊岡の例も出ておりましたけれども、やはり豊岡と致しまして、一般委員はやはり特例を使うべきじゃないというふうな意見を自治会長が話しておられましたことも直に聞きました。そういうふうなこともありまして、いろいろな思いがあると思いますけれども、合併の意味を考えていきますときには、やはり新しい町の考え方で進めていただきたいという思いがございまして、美方町につきましても26人というふうなことも出ておりますけれども、26人という説明は少し無理じゃなかろうかというふうに私自体は思います。やはり人数につきましては、18人~20人というふうなことを考えていくというふうに思いますし、やはり人数を多くすれば、議場の関係、また臨時費用というふうなものを考えていきますと、やっぱりその観点ということを考えていただいて、進めていただきたいというふうな私個人の思いをちょっと述べさせていただきたいというふうに思います。

○石垣委員長 はい、ありがとうございました。それでは、中村委員どうぞ。

○中村（暁）委員 香住町の中村です。前回、私は議会の議員の任期等につきましては、特例は適用せずと、定数についても18~20というような事の見解を申し上げ、地域審議会の設置等でそのあたりの住民の不安解消をすべきだというふうな意見を述べさせていただいたというふうにこう思っておるんですけども、その後、こういろいろ話をいろんな方から聞くにあたってですね、先ほども意見を申し上げたんですけども、選挙区の方につきましてですね、国や県の選挙区についてこれは妥当とはいえない部分が随分あろうかというふうには思いますけれども、そういうふうなものも、政

治、まちづくりを進める上で、そのあたりの部分も住民国民は受け入れないといけ
ないというふうなところがあるかなあというふうに思います。我々がこう進める
合併につきましては、第1義としては、やはり行財政の改革、新しい町をつくるには、
どうあるべきかというようなことをきちっと考えていかないといけないというよう
なことは当然のことですけれども、それぞれの意見がですね、十分にこうまとめ
ようと思いましたが、まとまるような方法も講じないといけないだろうというよう
な妥協のあたりも考えないといけないんじゃないだろうかなあというふうなところ
があるかなあというふうに思います。その妥協のあたりなんですけども、妥協を
ですね、どういうふうなところでやっていくかというのが1番難しいところで、
妥協の歩み寄りそういうふうな歩み寄りをする部分、そのあたりのところを
ですね、公開の場でなかなかあのまとめにくいということもあ
りましょうし、やんないといけないということもあ
りましょうしそのあたりのところ、委員長さん上手にですねこの合併がス
ムーズにいけるような方法をとっていただきたいと、全体会での議長さんの
進め方にもあろうかなあと思うんですけれども1番そのあたりが難しいと思
うんですけれども、各町で妥協ができるあたりのところも積極的にやって
いただきたいとそのように思っております。

○石垣委員長 はい次、村瀬委員。

○村瀬委員 香住町の村瀬でございます。自分の意見ということで、よく地域住民の
いわゆる町民の声が、どこまでを町民の声とするのか、どうかという判断はこれは個人
がなきゃいけないし、だからどこまでの会議を開けば、またどこまでの人を集めて
意見を聞けばそれが聞いたことになるのかということの判断は非常に難しいと思
うんですよ、でそういう中で、我々は3号委員としてこの場に出さしていただ
いてますが、やはりそれなりのご意見をお持ちであろうというふうに私も思
いますし、そういったことについては、ある程度尊重していただくという背景も
多少はあるなあということの中でお話をするわけですが、どうしてもいままでの
世の中というものは、横並びというか、箱物1つ作るにしてもやはり隣が
持っているから 自分も持つんだみたいなのという意識、でこれが全て
住民そのものも自然にそういう意識になっている、だから1番私たちが
考えなければいけないのは、本当の意味の意識のいわゆる

るもち方、改革なんだということが大前提であるなあと思うんですよね。その中で、やはり行政で言うのは突き詰めて考えると1番大事な部分を受け持っている。よく業界の中でいろんな再構築の話をしていきますが、それをやはり職員なり一般の漁業者に対して話をする際にどうしてもそういう意識というものを変えないとこれからは困りますよという話をするとなればし行き着くところは共有的な話になってしまうんですね、そうなるとその先に何が見えてくるかということやはり行政という1番大きな問題がテーマが出てくると私自身実感をしております。従って、やはり3町が1つになるというこの大きなきっかけで自分たちがどう生きるんかということの戦略的な位置付けとして、やはりこの議会の議員定数というものも1つ考えてみる必要があるんじゃないか。つまり自分流というものがあまりにも失われていると思うんです。だからいかにすれば、自分たちの考え、自分たちの方向付けをですね、できるんかと、そのためには、本当に横並びの18~20というものでいいのか、やはりこれは法定の26でもいいんじゃないかと、て言いますのもね、議員の数が例えば増えると、経費いるんだと、経費はいるんだけどそれに見合うものを築きあげると意識の改革があれば、僕は住民の皆さんていうのは理解できる方向にいくんじゃないかなと思うわけですよね。だから香住町の中で、6年間漁業の関係で従事しておりますが、4年に1度の選挙では顔をみます。しかし、この6年の間でね、香住町の町会議員さんたくさんおられますが私の組合に、または香住の組合に、直接議員さんが出向かれて業界の話を聞かれたことは1人か2人あります。きょうはその方はこの中にみえておられます。普段顔を見合わせて話をされる方もこれはございますが、改めて話を聞きに足を運ばれる方というのは、本当に少ない回数です。これはですね、例えば議員報酬1つにとらえても本当に自分の議員活動にするに値する報酬をいただいているのかどうかということも、やはり僕は考えなくてはいけないなあと、実際戦略的な立場でものを考えるというそういう議員の位置付けということをもってするならば、もっと報酬を例えば上げてですね、いろんな声が聞けるような環境をつくっていくということも我々の務めじゃないのかなあと思うんですよ、だから、僕はこの際定数というのは横並びの定数に確かに収まるのか、どっかで妥協しなきゃいけないと思うんですが、そういうところの意識の改革というものも、この小委員会を通して、また協議会を通して皆さん、町民の皆さんそのものの意識を変えていただけるような、方向で定数が決定しないのかなあというふうに思います。従って、特例の中で50日以内で選挙す

るということの基本的な考え方を私はその通りですが、やはり人数についてはもっと検討すべきだと、いうふうに考えております。

○石垣委員長 はい、井上委員どうぞ。

○井上（一）委員 美方の井上です。先ほど3町の議長さんのお考えも聞いたわけですし、それから民意ということになりますと、先ほども出ておりましたように、一体何がそうなのかということについては非常に難しい問題、それぞれのとらえ方によっても違うと思うんですけども、それも全部が一致したものにはなかなかないのは皆さんご存知のとおりでして、きょうというよりも、この間からご意見を聞いておるような、いわゆる合併という意味を考えたら、できるだけスリムにやるということは筋論としては確かに住民の中にもそういう意見もあるわけですけども、大変数字を立てていうということは、難しいんですけどもやっぱりずばりといえば、香住とか村岡町の町民とは違った意見もあることは事実です。どういってみても、やっぱり3町を比べてみると美方町は人口とかいろんな面でずば抜けて小さいと、そうするとでてる意見の中の1つの中にやっぱり、美方町は極端に言えばつぶされてしまうんじゃないかと、いう意見のあるということは事実なんです。ですから、そういうことの中で町会議員の定数でいくと、そのずばりと選挙をやったら、ひどい場合には0になるんと違うかというふうな危機感を持った方もおられるわけです。しかし先ほども言いましたように、それが全部の民意かといわれると苦しいところもあるわけなんです。そういうことはいわゆる激変緩和ということからいえば、定数もだけれども、やっぱり理屈に合わん面もあるわけなんだろうけれども多分に、小選挙区制というのか人口によらない小選挙区制というふうなものも考えていかないといけんとかちがうかなあというふうに私は思っております。定数については、いろいろと難しい面がありますので議長さんが言われた26をそのままがいいのかどうかということについては若干疑問点も持っておりますけども、1番極端な心配をする人の立場から言えば人口によらない小選挙区ということも考えていただきたいなあというふうに思います。以上です。

○石垣委員長 はい、どうぞ。

○中村（治）委員 美方町の中村でございます。30分というふうに時間が区切られておりますので、少し長くなるかも分かりませんが、お許しをいただきたいと存じます。まず、定数の問題ですけれども、合併後も非常に厳しい財政運営が当然予測されるわけでございます。持続可能な新しい町を構築するためには、合併当初から施策の展開にあたっては、行財政の効率性、合理性には充分配慮し、健全な財政運営と改革を実施する必要があると思います。類似団体における議会議員の条例定数をみますと、自治法定数26名に対して18名が大勢を占めているのが現状であります。なおこの条例定数はいずれも地方公共団体の財政状況が今ほど悪化していないときに定められたものも多くあります。また、議員1人あたりの経費、臨時議場設営経費、合併後の選挙経費等も資料として示されております。議員の条例定数につきましては一概に少なければよいというものでもないと思います。また経費につきましても、理念なく少ないほうが良いともいえないということも十分認識をしているつもりでございます。それらを（ ） 承知をした上で1つの考え方として、議員条例定数は個々の報酬を圧縮して、自治法定数に近づける方策より、むしろ議会活動に専念することが可能な報酬を支弁することにより住民から信頼され、付託に充分応えられるよう、自己研鑽をしていただき、少数となれば精鋭とならざるを得ないという観点から地域エゴにとらわれることなく1つの町の議員という理念と自覚を持って、新しいまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。また、合併当初、議員定数を安易に自治法定数に近づければ近づけるほど、当然のことながら将来類似団体条例定数に条例改正するための年数が長くなるとともに、エネルギーの消費も多くなると思います。行財政運営の効率化、行政システムの再構築いわゆる刷新の観点から合併後の議員条例定数は可能な限り、類団の条例定数に近いほうが望ましいと思うものでございます。次に、議員の在任に関する特例でございますけれども、議員の在任に関する特例につきましては、平成17年度当初予算編成方針は、構成3町がそれぞれ例年どおりの予算案を編成し、その中から、いわゆる義務的経費、また継続事業費まあ災害があれば、災害復旧事業費等を抽出して、3町分をあわせて調整し、編成する暫定予算でスタートし、5月臨時議会になるのか、6月定例議会におきまして、3町持ち寄りのいわゆる投資的経費等を追加調整した上で、予算を編成し提案審議されるものと理解をしているところであります。3町持ちより予算には当然のことながら、財源の裏づけを伴うものでありますので、新しい首長はそれを1部は調整するとしても、基本的にはそ

の予算を尊重せざるを得ないと思います。従いまして、現行議員の最も重要な役割と時期につきましては、合併前における構成3町それぞれの予算編成期にそれぞれの町の執行部と充分協議を重ねて、合併後の新しい町の予算に各町の特色施策をどのように盛り込んでいくのであろうかということでもあります。5月の臨時議会か若しくは6月定例議会に条例される17年度予算につきましては、予算の編成権、提案権というのは新しい首長にあるわけでございます。議会議員はこれらを審議した上で可決するか、否決するか1部修正するか場合によっては予算の執行について1部条件を付すことであろうかと思えます。間違いであれば、ご指摘をいただきたいと思えます。以上のような観点から、17年度予算につきましては、心機一転新しい議員に審議をしていただくこととするために、議会議員の在任に関する特例は適用せず、首長との同時選挙が望ましいと思うものでございます。最後に遅くなって申し訳ないですが、議会議員の選挙区の問題でございます。住民アンケートにおける合併について不安に思うことをいいますと、合併後の中心地域と周辺地域で格差が生ずるという比率が最も多く、行政区域拡大における弊害の不安が非常に強いことが伺われます。このことは合併することにより行政区域が拡大され住民と行政の距離が大きくなり住民の意見が施策に反映されにくくなることを懸念しているわけでございます。合併により、美方町のような小規模団体は新設対等合併とは名目のみで、必然的に議員の数も制限されることとなります。また合併後一般選挙となりますと美方町選出議員は立候補者の数いかんによっては0となる可能性もあるわけでございます。今、美方町住民は合併後も地域住民の声を議会を通じて、施策に反映させ地域間格差の是正と、きめ細かな行政サービスの実現を切望し期待をしているところでございます。言い換えますと、過疎化現象に拍車がかかることに少しでも歯止めをかけたいということを実に願っております。公職選挙法第15第6項に市町村は特に必要があるときはその議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができるということがあり、同条第8項では各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は人口に比例して条例で定めなければならないとあります。またこれの特例と致しまして、同施行令第9条には合併後最初に行われる一般選挙に限り関係地域を区域とする選挙区において選挙をすべき当該市町村の議会の議員の定数は人口に比例しないで定めることができると定められております。1票の格差といういろんな問題もあるわけでございますけども、これは国の選挙においても現行ではまだそれが残っております。法ではこのよう

に定められておりますけれども、法を明確に適用すべく論評につきまして、悲しいかな、私の限られた能力と乏しく浅い思考力では皆様に充分理解していただくための理論が組み立てできません。しかしながら、ここは理屈でなく、冒頭申し上げましたことを少しでもご理解をしていただきまして、美方町住民の切実な願望をお汲み取りいただきまして、議会議員の定数につきましては、人口に比例しないで選挙区を設けていただきますよう、なにとぞ寛大なご理解とご判断をお願いするものであります。以上です。

○石垣委員長 いろいろと多岐にわたってのご意見をいただきまして、後、どなたか1人、はい、三好委員。

○三好委員 村岡町の三好です。只今、ご審議をいただいております議会の定数その他の問題につきましては、おっしゃることそのとおりでございます。只、議長さんのお話の中では大体村岡町、香住町につきましては、大体似たようなご意見であったと、それから美方町につきましては、在任特例は適用しない、50日以内に選挙することについては一緒ですけれども定数問題、選挙区の関係について若干意見が異なっておりますように思います。これらはいずれにいたしましても、地域の実態を考える中で、それぞれのお考えで議長さんがああいうようにお話をいただいておりますけれども、要するに最終的には議員定数というものは法的には26人というのが制限があるわけですので、その範囲内において人員を決定するというのが、私たちの一つの役目であろうかというふうに思うわけでありまして。しかしながら、定数いっぱいだったら、いわゆる26人とした方がいいのか、あるいはご意見にあります20人の方がいいのかという問題につきましては、人員の関係だけで考える場合には、多い方がいいという場合もありましょう、少ない方がいいということがいう場合もありましょう、しかしながら、問題は先ほどの香住町の村瀬さんのご意見にもありましたように、議員活動の中において地域の住民とどう対応していくのか、そういう細かな議会活動をなくしては人員が多かろうと少なかろうともその折角のものが見えてこないということになっては大変だというように思います。皆様のご意見がありますように、議員自らの研鑽というものが当然こういった議会の活動の中に反映し、町の行財政、あるいは住民との()得られるというふうに思いますので、人員の関係につきましてはこ

れからの協議の中に入ってこようというふうに思いますけれども、そういった気持ちを持つ中で、議員さんそれぞれが実状において活動していただくことが、やはり住民が安心して合併が良かったなあというものが来るだろうというふうに思うわけですので、そういった点を私のきょう聞いた中での感想として申し上げておきたいというふうに思います。

○石垣委員長 きょうの所はこの辺でよろしいでしょうか。在任特例につきましては、皆さんご意見、また3議長とも特例は使わない、原則でいこうという意見がすべてであつたらうというように私はとっとります。後は定数の問題、それから選挙区の問題につきましては、それぞれのまた地域を踏まえてのご意見が出ておるといふふうに思います。これにつきましては、次回でじっくり意見を出していただくということにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔 異議なしの声 〕

じゃあそういうことでさしていただきまして、継続審議ということできたいと思います。どうぞ宜しくお願いします。

それでは、協議第2号議会の議員の任期等については継続協議することに決定いたしました。

次に、協議第3号農業委員会の委員の任期等についてを議題とし、事務局に朗読させます。なお、本日の協議のため、若干資料を用意しておりますのであわせて説明をさせます。事務局どうぞ。

○藤原事務局長 はい、それでは協議第3号の農業委員会の委員の任期等についての関係で、若干資料を、前回と同じような資料ですけれども付けておりますので、ご説明をさせていただきたいと思います。ちょっと座らしてさせていただきたいと思います。4ページの表の中で下の方の表が選挙区を設けた場合の定数の考え方の例として、お示しをさせていただいております。1番最初にあげておりますのが、農業委員会の有権者によります関係でございます。この関係につきましては考え方としまして、これまでの資料でもご説明をさせていただいておりますけれども、農業委員会等に関する法律の第10条の2では、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は概ね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならないということになっております。そう

いったことで選挙区の定数は、原則選挙人の数に比例してと言うことがございますので、1番最初にその根拠に基づいた形での定数をお示しさせていただいております。これまで3町それぞれ試算したものをお示しさせていただいておりますけれども、前回の会議のご意見で、美方町・村岡町を1つの区域、そして香住町を1つの区域というとりえ方をすれば、美方町・村岡町では12人、香住町では8人ということで法定定数の20人とさせていただいております。なお、次の農地面積、農家戸数あるいは農地面積、農家戸数をそれぞれ50%ずつで試算した場合の定数をそれぞれ上げておりますけれども、ご覧いただきますようにその定数の振り分けについては、1人の人数が増になるか減になるかというような違いがございます。先ほど申し上げましたように、原則は農業委員会の有権者数の数ということになりますが、いろいろご協議の上、それ以外の基準持って定数を確認していただくことも1つの方法かなというふうに思っております。大体考え方と致しましては、以上でございますので資料の説明はこれまでとさせていただきたいと思っております。なお、農業委員会の有権者数はこの場合15年の1月1日現在の数字を使っての定数配分、按分をしておりますけれども、実際これを基準とした按分ということになりますと、17年では、17年1月1日ということになるかと思っておりますけれども、選挙の実施される日にちによっては17年の1月1日かあるいは1年前の16年の1月1日現在の有権者の数ということになるかと思っておりますけれども、その辺多少流動的な要素があることをお含みいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○石垣委員長 説明が終わりました。この資料についての質疑に入りたいと思っております。質疑のある方は、挙手をお願いしたいと思います。はいどうぞ、中村委員。

○中村(治)委員 法ではいわゆる農業委員会の委員の定数は概ね選挙人の数に比例して条例で定めなければならないということになっておるわけでございますけれども、この定数の配分につきまして、このいわゆる選挙人の数が基礎になるかと思うんですけれども、先ほど局長のほうから、これは毎年1月1日の申請というか申請状況の応じて決定するわけですが、16年の1月1日なのか、17年の1月1日なのかという方法論が示されたわけですが、これ17年の1月1日とすると、駆け込み申請ということがたぶん出てくる可能性があるかと、ですからこの辺を16年1月1日とするなら、もう既に確定、そういうことを意識せずに確定してるとということ

になろうかと思しますので、その辺を十分検討していただきたいと思ひます。

○石垣委員長 資料の説明補足があるそうですので、事務局長どうぞ。

○藤原事務局長 先ほど、例えば農業委員会の有権者の数ということで、その年の1月1日が基準になるということは、御説明したところでございますけれども、それが確定いたしますのが、その年の4月1日ということになりますのでその辺もお含みいただきたいと思ひます。

○石垣委員長 資料に対するご質問がありますか。質問がないようですと、次に進みたいと思ひます。資料について意見でなしに。

○中村(曉)委員 香住町の中村です。ごっつい初歩的なことで大変申し訳ないんですけども、あの有権者が17年1月1日、16年1月1日、その際の有権者数わかります、それから確定が4月1日ということも今説明がありました。原則としての有権者によって、定数が異なると、按分の場合異なると、定数は20になったら20に固定なんでしょうけれども、委員会に2つ以上の選挙区ですからその有権者によって、例えば香住町の方がちょっと少なくなったら7になったりだとか、ちょっと多くなったら9になるとかそういうふうなことで毎回、あの有権者によって同選挙区の割り当て人数が変わってくるということですか。

○藤原事務局長 定数は条例で定めるということは充分承知はいただいておりますけれども、それを有権者が違うことによって定数按分したときに、人数が変わるからそのたびに条例定数を改正して変えるということではなしに、当初の措置として今回ですと、例えば17年の1月1日が基準になる場合はそれを基準とした定数を決めていただければ当分の間そのままの姿で行くんじゃないかと、大きく定数の配分が変わってくるとというような自体が生じた時には、当然改正というようなことも視野に入れなければならないかなあというふうに思っております。

○中村(曉)委員 選挙区の中で選ばれる数が大きく変わってくれば定数が20なら2

0に固定しておいて有権者の数の比率によって選ばれる選挙区での数が変わってくるということです。

○藤原事務局長 失礼しました。説明がちょっとまずかったかと思えますけれども、20というのは変わりませんので、それは変わらないわけですがけれども、あくまでも、農業委員会の有権者の数によって配分ということになりますと、数が多くなろうと、少なくなろうと、その辺はあまり議論の対象にはならないかなあと、いうふうに思います。

極端に変わった場合には、今言っとられる12と8が13と7になったりとかいうことはものすごい有権者の数が変わらないと異なるということですか。

○藤原事務局長 異なりませんし、そのことが、比例配分が12対8が例えば10対10とかあるいは大きく変わってきても、その辺は根拠さえはっきりしとけばその有権者の数を基準にするようなことさえはっきりしとけば、変える必要はないかなあと、要するに定数20人ということについての減らす考えがなければ必要ないかなあと考えております。

○石垣委員長 只、よろしいですか、美方の中村委員が言われましたように、駆け込みがあると。それは確かにね、()60日以上になると申請する権利がある。だから、その辺を、中村委員が言われる。だからそういうことが、かなり動きがあるということが想定されるということの中村委員が言われる。はいどうぞ。発言ありましたらどうぞ。はい中村委員。

○中村(治)委員 17年1月1日の有権者の数を基準ということも考えられるわけですがけれども、これの確定するのは17年の4月1日になるわけですので、これでは専決条例には間に合わないんじゃないかなあという思いがするわけなんです。それともう1つの懸念は駆け込み申請、これがかなり変わってくるということになりますので、その辺を充分勘案したうえで議論集約をしていただきたいと思います。

○石垣委員長 はい、どうぞ。三好委員。

○三好委員 今、お話が出ておりますけれども、17年の1月1日現在で、4月1日確定ということになりますと、そのときの人口というものは、あるいはその他の条件というものは、今、分からないわけですね。従って、今回の合併協の中で小選挙区制にして、人員配分というのは今できんということではない、そうなるとできんのと違うかということになるわけです。仮に17年1月1日だったら、まだ2年先の話をですなあ、どれだけの人口が異動するか分かりませんということですから、ただ先ほど言っております、美方、村岡、そして香住との対比ならまあまあ、あるいはできるかもしれませんし、あるいはこれも人口異動によって、云々ということになれば、ちょっと今、私たちが、定数の20人はいいんですけれども、選挙区の人員まではちょっと()だと思っておりますけれども。

○石垣委員長 はい、分かりました。ここへね、4ページに按分方法の例として4つの方法が考えられるということが事務局の案になっとるんです。農業委員会の委員の有権者数のみを基準にして按分するのか、農地面積だけだとこうです。農家戸数だけだとこうです。それから、農地50%、農家50%半半だとこういう配分になりますと。この4つの考え方が、事務局で示されておると、この中で委員としてはどの案をどれを採用するのがいいのかなあというのが事務局がおさえていきたいなあという意見ですので、できましたら、これその辺の意見も出していただけたらというように思います。これでいきますと、1名の増減があるだけのことですけれども。暫時休憩させていただきます。10分休憩します。

〔休憩中〕

○石垣委員長 再会いたします。資料の説明の中で質疑がでましたので、事務局のほうでちょっともう少し整理した段階のものを説明しますので宜しくお願いします。事務局長お願いします。

○藤原事務局長 はい、失礼します。それでは、先ほど1月1日現在の選挙人ということをお願いいたします。

ては、条例制定時の選挙権者の数を調査し、その結果確認された選挙人の数によって各選挙区において選挙すべき委員の定数の配当を行うのが妥当と考えられるということで、例えば、本日の資料では、15年の1月1日現在の農業委員会の有権者数をお示しさせていただいてますけれども、この数を例えば基準にするということがこの小委員会の中で確認していただければ、その数をもって按分した数が定数として定めることができるということになるかというふうに理解をさせていただいております。なお、仮に2つの選挙区を設けてそれぞれ定数を設けますが、その後増えたり、減ったりということになりますけれども、概ね選挙人の数に比例するという考え方をすれば1人増減というようなときには特に変える必要はないかなというふうに思いますけれども、その辺の条例の改正については首長さんのご判断も多いに関係してくるといいますか、ご判断によるものになるだろうというふうな理解もしております。以上でございます。

○石垣委員長 説明が終わりました。質問がございましたら、どうぞ出してください。

はい、柴崎委員。

○柴崎委員 えーと、ということは結論的には農業委員の有権者数によるということですか。

○石垣委員長 はい、事務局長。

○藤原事務局長 はい、やはり原則がそのようになっておりますので、説明としましては、原則論に基づいて説明をさせていただいておりますけれども、やはりこの数を基準にした按分では不具合が生じるというようなご判断を、もし、されるとしましたならば、他の要素も考えていただいて、その辺は定数を定める事ができるというふうに理解を致しております。お隣の2町の方では、農地面積、農家戸数を基準にして定めておられるようなことも聞いておりますので、必ずしも、1番上の条件に従わなくてはならないということはないと思うわけでございますけれども、基本原則が1番上に書いております、有権者数ということになっておりますので、そのあたりでご説明をさせていただいております。

○石垣委員長 質疑は一応これで打ち切らしていただいでよろしいですか。それでは次に進みたいと思いますが、前回の協議で確認された事項について再度申し上げますと、第1に新町に1つの農業委員会を置く、これはもう確認済みでございます。それから合併の日から50日以内に選挙すること、これも確認済みでございます。それから、次に選挙による委員の定数は法定定数の20人とすること、この3つにつきましては、前回確認済みでありまして、複数の選挙区を設けること、ただし選挙区の設定は継続協議ということになっておりますのと、選挙区ごとの定数についても継続協議ということになっておりますので、この2点につきまして、質疑を続けたいと思いますので、ございましたらどうぞ。

意見にも入りたいと思いますので、意見を出していただきたいと思います。はい、村瀬委員。

○村瀬委員 意見というか、もう自分の答えを出していいんですか。どこかで、誰かが答えを出さないと進んでいかないと思いますので、私は2の選挙区ということで、まず、それから按分方法についてもこれ何例かできておりますが、このなかで1番その、例えば農業有権者数が変化する、農地面積が変化する、農家戸数が変化するということが生じてもその数字がそうすぐにはでないというのは農業委員会の有権者数これが例えば50、0.50で切り上げる、切り下げるとするなら、一番幅があるといえますか、変化するまでに幅がある数字じゃないかなあと思いますね。ですから、例えば有権者数でいくと美方町・村岡町が11,96、ですから、これは11,50を割ればじゃあ切り下げなんだということになれば、多少時間がかかるわけですね、そういう変化を持たせた場合に、でそれが農地面積ということになると、12,36ですからこれは少し上がってこれはまた数字が変わる可能性があるということからすると、1番農業委員会の有権者数ということでいく方がしばらくこういった状況が安定的にいけるんじゃないかということで、私は2の選挙区にして人数配分については、12と8というようなことでどうかなあと考えますけれども。

○石垣委員長 今、村瀬委員のほうから全体的な意見が出ましたけれども、他の委員さんもありましたら、どうぞ。はい、三好委員。

○三好委員 この定数の関係につきまして、前回のときにも申し上げておりますが、

有権者数というのが基本で、前回示されておったわけですが、やはり自主的に活動するのは有権者個々に対して、農業委員が、全部活動しに、現地に赴くという場合には、農地面積というのも当然対象に大きなものになるかと思えます。従って、この表を見ますと、有権者の数、農地面積の数によって計算されたものは、大体まあ似たような数字で配分をした場合の人員というものは、委員数というものは、変わらないというような解釈ができるわけです。従いまして、有権者数というものあるいは、農地の面積にしてもですけれども、これからだんだん増えるのではなく、減る一方だというような解釈もできるわけですし、農家だという1つの所帯はあっても有権者がだんだん減ってくるというのがこの地方の実態ではなかろうかというふうに思います。しかしながら、農地というのは守っていかなければならないという農業委員の1つの使命もあるわけですので、面積ということも若干加味していただくということが必要ではなかろうかというふうに思います。

○石垣委員長 他にご意見ございますか。それでは、今三好委員から意見が出ましたですが、有権者数2分の1、農地面積2分の1としたときにはどういう数字になるか、ちょっと試算事務局の方でもらってみたいと思います。半々がいいのかどうかということはあると思いますけれども、はい。

(意見を言う者あり)

○中村(治)委員 それとあわせて、原則論があったら有権者数ですので例えば有権者数を6にして農地面積を4にした場合の試算について。

○石垣委員長 はい分かりました。それ以外にご意見ございますか。事務局が今計算してもらってますので、はい村瀬委員。

○村瀬委員 ただ農地の減少傾向だとか、いわゆる有権者数の減少傾向、その時間的なそういう統計資料というものがあれば、予測ということも出てくるんですけれども、そういうものがなくて、なんか時系列的な何かデータ-があればもっとわかりやすくなるのかなあと。

○石垣委員長 今の村瀬委員のグラフでもですね、過去何年かの傾向があれば、と思うんですがね。事務局、そのありますか。

○藤原事務局長 将来予測を立てるデータのものは手元といいますか、事務局としては確保していますが、お示しできるのがちょっときょうでは無理かなあと思っております。

○石垣委員長 ご意見がなければ、今計算している間休憩に入らせていただきます。

〔休憩中〕

○石垣委員長 それでは休憩を閉じまして、再開いたします。事務局の方から説明を致します。

○藤原事務局長 はい、長らくお待たせをしました。それでは最初の有権者と農地面積を50%、50%にした場合の按分ですけれども、美方・村岡を1つの選挙区とした場合には、12人、香住が8人、それから中村委員からご提案のありました、有権者を6割、農地面積を4割にした場合につきましても、美方・村岡を選挙区とした場合、12人、香住選挙区が8人ということになります。少数以下をご参考までにもうしあげますと、50%、50%で計算しましたとき、美方村岡選挙区では12.16、香住選挙区とした場合は7.84、もう一つの、有権者を6割、農地面積を4割にした場合は、美方・村岡の選挙区とした場合が12.12香住選挙区とした場合は7.88、ということです。

○石垣委員長 以上のとおりのようですので、ご意見ありましたらどうぞ。はい、三好委員。

○三好委員 只今説明をしていただきまして、でた数字が当初提案されておりますものとほとんど変わらないと、全く一緒と言ってもいいような状態ですので、今説明をされました、12と8ということで、私はいいいんじゃないかというように思います。

香住町さんの方も、非常に面積の方が広範囲でありますので、初めの資料の7人という7という数字もありますけれどもやはり8人ぐらいは農業委員さんがおらなければ、やはり委員活動が手薄になってくるという感じもいたしますので、12、8というのがいいと思います。さらに分けるとするなれば、美方町4、村岡町8ということもあろうかと思えますけれども、これらについては農業委員会、美方と村岡の間で調整ができるとするなれば、そのままの姿でいいんじゃないかというふうに、私は思います。

今回、私は質問していますように、人口だけではなしに農地の面積ということも申し上げておりますので、先ほど新しく事務局のほうで、報告がありました人口、面積を基本としてここに出ております、50%、50%あるいは、60%、40%でも結果的な答えは1つの答えができておりますので、この人口と面積を基本としてしていただけたら結構かと思えます。

○石垣委員長 それ以外にご意見ございますか。それから、1点ね、有権者数がこの数字、積算の根拠は15年の1月1日現在、ということになっておりまして、16年の1月1日もう既に手続きが終わっていますけれども、4月1日に確定ということになっておるんですが、そのへんはいかがでございましょうか。この15年の数字で行くのか、16年の1月1日の数字で行くのか、ということになりますときょうはちょっと決定はできないということなるんですけれども。はい、どうぞ、中村委員。

○中村(治)委員 16年の1月1日が4月1日で確定するというので、まだその結果については誰もわかっていないわけですのでできれば直近のいわゆる有権者数でいくほうがベターじゃないかというふうに考えます。そうすると次回の12日の日には出るんじゃないかとそのことだけを、この場で確認しておけばその数字は誰も知りませんので、現時点では、それともう1点ですけども、美方・村岡12ですか、12でもその配分ですけども、基本的には美方・村岡で1つの選挙区で12を選出するのか、またさらに再枠配をやるのか、その辺の見解は事務局としてどういうふうにお考えなのでしょうか。

○石垣委員長 事務局、ご意見がありましたらどうぞ。

○藤原事務局長 はい。はっきり申し上げまして、表に出てきますのが条例に制定します選挙区の定数までということになるかと思imasので、仮に美方・村岡が1つの選挙区になりました場合には、両町でのその辺の調整が必要になるかというふうに考えております。

○石垣委員長 他にご意見ございますか。はい、三好委員。

○三好委員 誠に悪いんですけども、今の数字を美方・村岡で今の50%50%とか60%40%というのを再計算したらどうなりますか。例えばですね、別にまだ後で協議せんでも決めるなら決めてもいいんじゃないかというように思うんですけども。いやいや。小選挙区ということになってくれば、ある程度そういうふうな目安も必要ではなからうかと思うんですが。

○石垣委員長 事務局の考えを、ちょっとさせていただきます。

○藤原事務局長 やはり原則は選挙になっておりますので、今三好委員が申されたような内容については、ここではすべきでないというふうにちょっと判断をしております。

○石垣委員長 はい、村瀬委員。

○村瀬委員 2選挙区ということ今進んでいると思うんですけども、根拠を示すかによってね、次の美方町・村岡町の農業委員会の委員の皆さんの数というものもおのずと示されるということになるわけですし、その根拠をどこに置くかということですよ。ですから、先ほど言うように、面積を50の重みを持たして、有権者数に50の重みを持たすところなる。そこらをいわゆるこの小委員会の中で、根拠として何かを示さないとはですね、恐らくその後、次、また根拠を変えるのかということになるとまったく筋がおかしくなってくるから、やはり皆さんの総意で何を根拠とするかということについてはやっぱり、はっきりさしておかないと、次がすごく難航すると思いますけどもね。

○石垣委員長 事務局のほうでなんか答弁がありましたら。

○藤原事務局長 委員長ともご相談をさせていただいてますけれども、今1つの案として4例ないし、後で2例も計算してお示しさせていただきましたが、やはり最終的には何を基準にするかということの確認をこの場でしていただきたいというふうに考えております。それと、ちょっと補足的といいたいでしょうか、追加してご説明をさせていただきたいと思います。先ほど、三好委員の方から美方と村岡とわけた場合にどうなるかということだったと思うんですが、選挙区を設ける場合の基準と致しまして、今の美方町区域ではその基準を満たさないということできておりますので、満たさないところと、そういった選挙人等で按分して数字を出すのが、適当かどうかその辺もまた議論の1つになるかというふうに、思っておりますので、そのあたりの仮に美方・村岡が1つの選挙区になった場合は、この場でということではなしに、内々の中での美方と村岡での調整になるかというふうに思っております。

○中村（治）委員 美方町の中村です。基本的には農業委員の選挙というのは公職選挙法の適用を受けるわけですので、美方・村岡で1つの選挙区になると、これをその枠配することが適当かどうか、公職選挙法との絡みがどうなのか、私自身もまだ確認はしていません。するつもりでおりますけれども、事務局もその辺1度確認をしていただければと、ですから基本的にはもう美方・村岡で1つの選挙区として立候補して選挙をするというのがこれがたてまえですので、その辺を枠配をきちっとしてしまいうことが公職選挙法に抵触するのかわからないのかその辺ちょっと確認をしておいた方がいいんじゃないか、もし抵触しないということならばそれはルールにのっとってある程度の目録は立てた方がいいと思うんですけれども、ちょっと気になるのは、公職選挙法との絡みですので。

○石垣委員長 今の発言につきまして、事務局のほうで以後調査しておいてください。

○藤原事務局長 はい、調査なんですけれども、今中村委員言われましたように、やはり選挙区を設けますと、その選挙区での定数ということで、選挙ということが基本になりますから、この場では先ほど申し上げましたような、仮に美方と村岡と一緒に

なった場合そこで調整していただけたらと言うようなことを申し上げましたけれども、それは外の話でして、たてまえとしては、やはりその選挙区での選挙というご理解をいただきたいというふうに思っております。

○石垣委員長 大体議論は出尽くしたんじゃないかなあと思いますけども、他に意見がある方がありましたら、どうぞ。

それでは、時間もかなり経過しましたので、再度確認に入りたいと思います。2選挙区を設けることについてご異議ございませんか。〔異議なしの声〕それとご意見をちょっといただきたいのは、この2選挙区を1期限りするの、当分の間、はっきりしませんけれども、しばらくはこの2選挙区でいくということになるのか、その辺はご意見いかがでしょうか。はい、中村委員。

○中村（治）委員 美方町の中村です。基本的には条例制定するわけですから、条例改正をしない限り、続くということになるかと思しますので、後は新しい町の首長さん等のご判断というふうに考えております。

○石垣委員長 そういうことで、皆さん、まあ当然のことだろうと思うんですけども、ご了解いただけますか。

〔異議なしの声〕

それでは、選挙区については異義がないようですので、確認ということにさせていただきます。それと、美方と村岡の2町で1選挙区にするというのは、先ほどの説明からいって、この方法しかないなあというふうに思われるんですけども、それも確認いただけますか。

〔異議なしの声〕

じゃあそういうことで、村岡・美方が1選挙区、香住が1選挙区、全体で2選挙区ということで確認させていただきます。それから、次に選挙区ごとの、定数についてですけども、先ほど事務局の方からも説明があり、委員の皆さんからもいろいろと意見を出していただき、最終的にまとめていただいた数字で確認と。すなわち、美方・

村岡選挙区で12名、香住町、香住の選挙区で8名ということで確認ということでしょうか。

○中村(治)委員 先ほど私の意見として16年1月1日が次回には分かるわけですからそれでどうでしょうというまだ議論集約ができてないと思うんですけども、いや15年でいこうやということでしたらそれでいいんですけども、その確認だけお願いできたらというふうに思います。

○石垣委員長 はいわかりました。そうしたら、4月1日に確定の数字で試算していただいてということで行きたいと思います。それでということ継続審議ということで定数についてはいきたいと思います。よろしいでしょうか。

じゃあそれでいかしていただきます。なんか、意見がありましたら言ってもらったら。はい、それでは再度、ご意見を集約したいと思います。定数の関係ですけども、平成16年1月1日現在で今年の4月の1日に確定ということになりますので、それを基準として積算するんですが、有権者数と農地面積との比率について、0.5、0.5でいくのか、0.6、0.4でいくのか、それとも有権者数だけでいくのか、この3点の中で一応事務局のほうで試算していただく、3つともしていただくことにしましょうか。どうでしょうか。一応、今の3つで数字は出していただくということで、その段階で確定をしていただくということできたいと思いますので、異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

じゃあ、次回に定数の関係は資料を出していただいて、確認していただくということにしたいと思います。以上で本日予定しておりました、議題は全て終了致しました。それでは、次回の日程等について、事務局から、説明を致します。

○藤原事務局長 はい。長時間の協議大変お疲れ様でございました。それでは次回の開催日程ですけども、4月の12日月曜日になりますが、午後1時30分から美方町の総合センターで開催をさせていただきたいと思いますので、調整方、宜しくお願いいたします。

○石垣委員長 それでは、長時間いろいろとありがとうございました。農業委員会の

関係につきましては、定数の問題を次回継続協議と、議員の定数等につきましては次回いろいろといよいよ本番の意見を出していただくということにしたいと思います。どうぞ宜しくお願いします。きょうはどうもご苦労さんでした。ありがとうございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町合併協議会

議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会

委 員 長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員